

■ 手術に関する施設基準 (2023年1月～12月・手術件数) 厚生労働省告示により以下の手術に関し、実施件数を掲示します。■

頭蓋内腫瘍摘出術等	200	黄班下手術等	9	鼓室形成手術等	5
肺悪性腫瘍手術等	100	経皮的カテーテル心筋焼灼術等	104	靱帯断裂形成手術等	72
水頭症手術等	42	鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等	0	尿道形成手術等	1
角膜移植術	0	肝切除術等	43	子宮附属器悪性腫瘍手術等	12
上顎骨形成術等	3	上顎骨悪性腫瘍手術等	10	バセドウ甲状腺全摘(亜全摘)術	0
母指化手術等	0	内反足手術等	0	食道切除再建術等	5
同種死体腎移植術等	0	胸腔鏡下又は腹腔鏡下を用いる手術	1,007	人工関節置換術	229
1歳未満の乳児に対する先天性食道閉鎖症根治手術等					0
ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術					58
冠動脈、大動脈バイパス移植術等(人工心肺を使用しないものを含む)及び体外循環を要する手術					86
経皮的冠動脈形成術	346	経皮的冠動脈粥腫切除術	1	経皮的冠動脈ステント留置術	390

■ 手術に関する施設基準（歯科）（2023年1月～12月・手術件数） 厚生労働省告示により以下の手術に関し、実施件数を掲示します。■

舌悪性腫瘍手術

8

口腔、顎、顔面悪性腫瘍切除術

1

上顎骨悪性腫瘍手術

3

自家遊離複合組織移植術

3